



障害基礎年金1級の場合、個別減免をしても手元に28,000円が残らない場合や、負担額を支払うと生活保護受給世帯となる場合は、28,000円が残るように補足給付を行なうことになっております。

この負担額のほかに次のような実費負担があります。

- 日用品費、嗜好品、副食物など
- 施設外医療費・施設内外の歯科医療費の3割負担(地方自治体の重症心身障害者医療費補助事業の対象外の場合)
- 成年後見人への報酬(必要な場合)
- その他